

## 警察庁訓令第11号

警察における情報システムの整備及び管理に関する訓令を次のように定める。

令和4年12月1日

警察庁長官 露木 康浩

### 警察における情報システムの整備及び管理に関する訓令

#### (目的)

第1条 この訓令は、警察情報システム（警察庁が整備する情報システム及び都道府県警察が整備する情報システムであって警察庁が整備する情報システムと接続されているものをいう。以下同じ。）の整備及び管理に関する基本的事項を定め、もって警察における情報システムの利用に係る業務を適正かつ円滑に実施するとともに、国民の利便性の向上及び負担軽減並びに警察業務の合理化及び高度化を図ることを目的とする。

#### (基本理念)

第2条 警察庁及び都道府県警察は、関係部門相互の協力の下、その利用実態を適切に把握しつつ、警察情報システムの整備及び管理を行うものとする。特に、データを最大限に活用していくための環境整備の重要性に鑑み、情報システムの利用に係る業務のプロセスについて全体的な見直しを実施するとともに、情報システムの共通化及び集約化を図ることにより、組織全体の情報システムの有効性の向上、重複する機能の排除及び取り扱うデータの効果的な活用の推進を図るものとする。

2 警察庁及び都道府県警察は、警察業務における情報の保護及び継続性の確保の重要性に鑑み、警察情報システムの利用に係る業務を適正かつ円滑に実施するため、警察情報システムにおいて取り扱う個人情報その他の情報を適切に管理するとともに、その機能を維持し、警察情報システムの安全性を確保するものとする。

#### (デジタル統括責任者)

第3条 警察庁に、デジタル統括責任者を置き、長官官房長をもって充てる。

2 デジタル統括責任者は、警察情報システムの整備及び管理に関する事項を統括するとともに、都道府県警察に対する情報システムの整備及び管理に関する指導に関する事務を行う。

(副デジタル統括責任者)

第4条 警察庁に、副デジタル統括責任者を置き、長官官房技術総括審議官をもって充てる。

2 副デジタル統括責任者は、デジタル統括責任者を補佐し、デジタル統括責任者に事故があるときは、その職務を代理する。

(情報管理業務監査)

第5条 警察庁長官は、警察情報システムによる処理に係る情報の取扱いの状況を把握するため、長官官房長及び警察情報システムの利用に関係のある局部長(以下「関係局部長」という。)に情報管理業務監査を行わせるものとする。

2 前項に規定する情報管理業務監査の実施に関し必要な事項は、長官官房長及び関係局部長が定める。

3 警視総監及び道府県警察本部長は、都道府県警察が整備した情報システムによる処理に係る情報の取扱いの状況を把握するため、第1項及び第2項に定めるところに準じて、都道府県警察における情報の管理に関する事務を所掌する部の長に情報管理業務監査を行わせるものとする。

(細目的事項の委任)

第6条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、長官官房長及び関係局部長が定める。

附 則

この訓令は、令和4年12月1日から施行する。